

民生委員・児童委員は 地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員は、生活上の困りごとについて、地域の人の相談に乗り、行政などとのつなぎ役を務めるボランティアです。
☎地域共生社会推進課(☎504-2137、☎504-2169)

地域住民に寄り添い、見守り、行政・専門機関へつなぎます

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されて活動するボランティアです。現在、市では、約1,900人が活動しています。

■民生委員・児童委員の主な活動

- 住民の生活上の心配ごとや困りごと、福祉に関する相談
- 通学路の子どもの見守り
- 高齢者や障害者世帯の見守りのための定期的な訪問
- 高齢者いきいきサロンや子育てオープンスペースへの協力
- 生後4カ月までの乳児のいる家庭への訪問 など

民生委員・児童委員の一部は、子育て支援専門の



通学路の子どもの見守り活動

主任児童委員として他の委員をサポートしながら、子どものいる家庭の支援などを行っています。

民生委員・児童委員のサポーター

民生委員協力員は、民生委員・児童委員の活動を補助するボランティアです。高齢化やコミュニティ意識の希薄化が進む中、民生委員・児童委員の負担を軽減し、新たな担い手の拡大を図るため、地域の実情に応じて、配置を拡大しています。

■民生委員協力員の主な活動

- 見守りの同行・代行訪問、定期的な声掛け
- いきいきサロンやオープンスペース、こんにちは赤ちゃん事業などへの協力
- 地区民生委員児童委員協議会の配布物の配布 など

民生委員・児童委員にご相談ください

生活のこと、子育てのこと、福祉のことなどで困ったことがあれば、一人で悩まず、お近くの民生委員・児童委員に相談してください。一緒に解決策を考えます。民生委員・児童委員には守秘義務があります。安心してご相談ください。制度や地域の民生委員・児童委員について知りたい場合は、右記へお問い合わせを。

一部の地区で募集中です

皆さんの周りに地域活動に積極的に参加されているなど、民生委員・児童委員に適任と思われる人がいたら、下記問い合わせ先か民生委員・児童委員にお知らせください。

☎区地域支えあい課

中 ☎504-2852	安佐南 ☎831-5003
東 ☎568-7731	安佐北 ☎819-0588
南 ☎250-4109	安芸 ☎821-1707
西 ☎294-6512	佐伯 ☎943-9575

市の職員が分かりやすく説明します

市政出前講座をご利用ください

市の職員が講師として皆さんの地域に出向き、市の施策や制度、事業などを分かりやすく説明する「市政出前講座」。希望のテーマを選び、地域のまちづくりや生涯学習などにご利用ください。

☎広報課(☎504-2116、☎504-2067)

市

政出前講座は、「子ども・教育」「くらし・環境」「まちづくり・市民活動」「消防・防災」「区の特徴ある取り組み」など13分野・168種類のテーマで開催します。



講座のテーマ例

- マイナンバー制度
- SDGs(持続可能な開発目標)ってなに?
- 家庭ごみの分別・減量・リサイクル
- 広島市のエリアマネジメントについて
- 広島市の防災対策 など

申し込み方法

【対象】市内に在住か通勤・通学する人がおおむね10人以上参加する集会など(政治・宗教・営利目的は除く)
【開催日時】平日の午前9時～午後9時。実施は1時間～1時間半程度(土・日曜日、祝・休日を希望される場合はご相談を)
【会場】依頼団体(者)で準備してください
【費用】市職員の派遣は無料。会場の借

り上げ代は依頼団体(者)が実費負担
【申込方法】所定の申込書を市役所広報課へ。リーフレット(申込書)は、区役所、公民館、市役所市民ロビーなどで配布予定(5月末)。市HPからも申し込みできます



市HP ページ番号 12857

人権についての悩みは

人権擁護委員に相談を

毎年6月1日は人権擁護委員の日です。各区役所に特設人権相談所を設けます。人権のことで悩んでいる人は、ご相談ください。
☎人権啓発課(☎504-2165、☎504-2609)

全ての人が生まれながらに持っている権利

人権は、人種や民族、性別を超えて、誰にでも認められる基本的な権利です。人権を侵害することは許されません。近年、さまざまな課題が浮かび上がっています。

●感染症に関連する偏見や差別

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎などの感染症に関する知識や理解の不足から、差別やプライバシー侵害などの問題が起こっています。正しい情報の選択と冷静な判断が重要です。

●インターネットによる人権侵害

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。ルールやマナーの正しい理解を深めることが大切です。

●性的指向および性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別

同性愛や両性愛といった性的指向や性自認(性同一性)に関する偏見から、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な扱いを受けたりするといった問題が起こっています。関心と理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されたボランティアで、さまざまな経歴の人が、その経験を生かして、人権問題解決のお手伝いをしています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

■「人権擁護委員の日」特設相談所

☎6月1日(火)午前10時～午後4時

☎各区役所

☎広島法務局人権擁護部(☎228-5790、☎228-8087)

人権問題に関する相談窓口 ※IP電話からは接続できない場合あり

■広島法務局人権相談所(合同庁舎内)

法務局内にある常設相談所で、人権擁護委員か職員が面談か電話で相談に応じます。まずは電話で相談を。

☎同所(中区上八丁堀6-30)

【相談電話】☎0570-003-110(ナビダイヤル・通話料要)

月～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝・休日、12月29日～1月3日は除く)

■インターネット人権相談受付窓口(24時間受け付け)



■子どもの人権110番

【相談電話】☎0120-007-110(通話料無料) 月～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝・休日、12月29日～1月3日は除く)

3日は除く。時間外は留守番電話)

■女性の人権ホットライン

【相談電話】☎0570-070-810(ナビダイヤル・通話料要)

月～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝・休日、12月29日～1月3日は除く)

■外国語人権相談ダイヤル

【相談電話】☎0570-090-911(ナビダイヤル・通話料要)

月～金曜日の午前9時～午後5時(祝・休日、12月29日～1月3日は除く)

■エソール広島LGBT電話相談

【相談電話】☎207-3130

土曜日の午前10時～午後4時(祝日、12月29日～1月3日は除く)

令和3年島根県松江市大規模火災義援金にご協力を

市では島根県松江市で発生した大規模火災で被災された方々のために、義援金を募集しています。市民の皆さんの温かいご支援をお願いいたします。
☎地域共生社会推進課(☎504-2137、☎504-2169)

【受付窓口】募金箱は、市役所本庁舎、区役所、出張所などに設置(開庁・開館日のみ)しています。なお、お寄せいただいた義援金は、全額、日本赤十字社を通じて被災地へ送金いたします。

【期間】5月31日(月)まで

ひろしまそだち kitchen

キッチン

材料4人分

こまつな	1袋(200g)
白すりごま	大さじ1～2
だししょうゆ	大さじ1～2

市HP ページ番号 4890

お手軽こまつなのごまおひたし

Point

ゆでないので簡単! 冷凍することで、栄養価そのままにシャキシャキの歯ごたえと風味が味わえます

- 1 洗ったこまつなを食べやすい長さにカットし、冷凍する
- 2 1を自然解凍し、汁気を絞る
- 3 2に白すりごまとだししょうゆを加えて混ぜ、盛り付ける(レシピ提供:ひろしまそだち産地消費協会の川中醤油株式会社)